

# 公文書公開制度の一部見直しについて（素案）

平成 18 年（2006 年）8 月

横 須 賀 市

## はじめに

本市の情報公開制度は、平成 8 年 3 月に公文書公開条例（平成 8 年横須賀市条例第 7 号）の制定により、公文書公開制度として実施された。これにより、市の保有する公文書の公開を求める権利を市民に保障し、市民参加による一層開かれた市政の実現を図り、地方自治の本旨に即した市民のまちづくりの推進をめざした。その後、平成 11 年の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）の制定をふまえて、平成 12 年 9 月に市長が横須賀市公文書公開審査会に「公文書公開制度のあり方」についての諮問を行った。同年 12 月の同審査会の答申に基づき、本市は平成 13 年 3 月に旧条例の公文書公開条例を廃止し、情報公開条例を制定し、以来、本市の情報公開制度は適正に運用されてきたところである。

今年、情報公開条例は制定から 5 年目を迎えているが、この間、公文書公開請求件数は毎年増加し、簡易公開を含めた件数は平成 17 年度実績で 5 千件を超えており、これは平成 13 年度実績の約 6 倍となっている。また、現行条例の公開請求は請求者の属性及び請求目的を問わないことから、商業的目的による利用が増加し、これが公開請求の大部分を占めている。特に一部の事業者が著しく大量な公開請求を行ない、これが所管課の事務に支障を来すといった事態も生じている。その他、反復的に公開請求するもの、不適正な目的のために情報公開制度を利用するものもある。「何人」にも請求権を認めたことなどにより、情報公開条例の目的を実現することを困難にするような問題が発生しており、今後もこのような問題はさらに増加するものと思われる。

このような状況を容認することは、情報公開条例が市民の市政参加によって開かれた市政を実現するための制度として機能し、市民の市との間の深い信頼関係が醸成されるものとするという目的をもちながら、制度の実情がますますこれとかけ離れたものとなることを看過するものであるといわざるを得ない。

以上のことから、本資料は、「公文書公開制度の一部見直しについて」(素案)として本市情報公開制度の見直すべき事項をまとめたものであり、本審査会において、本資料に掲げられた事項を中心に今日までの運用をふまえつつ、情報公開制度の見直しについて審議検討がなされるよう求めるものである。

## 1 基本原則（第3条4号関係）

情報公開条例第1条の目的規定に規定する「市民の知る権利」の尊重と「市の諸活動を市民に説明する責任を全うする」こと及び「市民と市との協働による公正で民主的なまちづくりの推進」を実質的なものとするために、第3条第4号「何人にとっても利用しやすい制度であること。」を「市民にとって利用しやすい制度であること。」と改め、情報公開制度が第一に市民のための制度であることを明確にする。

### （説明）

情報公開制度の目的が市民の知る権利の尊重、市民に対する説明責任の全う、市民協働による公正で民主的なまちづくりの推進であることを基本原則においても明確にし、次に述べる請求者の範囲の変更との整合を図るものである。

## 2 公文書公開請求権を行使する主体の範囲の限定（第6条関係）

公文書公開請求権を行使する主体を原則として、本市在住・在勤・在学者とし、それ以外の者は任意の申出として取り扱うものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の行政に相当の利害関係を有する者

### （説明）

平成13年3月、旧条例の公文書公開条例を廃止し情報公開条例を制定する際、情報公開法の規定をふまえ、請求権者の範囲を限定せず「何人」とした。

しかし、近年、市外の者から公開請求が商業的目的と思われるものが増加してきており、なかでも一部の法人からは著しく大量な公開請求が行われている。このような状況の中で、情報公開条例は、市民のための地方自治の一層の発展を図るところに意義があり、市民の受益が第一とされるべきであることが再確認される必要がある。

よって、情報公開条例の目的である市民に対する説明責任及び市民協働による公正で民主的なまちづくりの推進に寄与するため、公開請求権を行使する主体を市民等に限定するものである。ただし、請求権者以外の者に対しては全て拒否するのではなく、「任意的な公文書の公開」として従来どおり情報公開の理念をふまえて積極的に対応していくこととする。

### 3 電磁的記録の公開方法（第 14 条第 2 項関係）

電磁的記録の公開は、電磁的記録を印刷物として出力したものにより行う。

（説明）

昨年度、商業的目的に利用すると思われる者から電磁的記録のみを対象とした大量請求があり、それに対応した経過がある。また、他の自治体では開発したデータベースシステムそのものの公開請求を受け、これを公開した例がある。

電磁的記録の公開の現状は、市で作成した市の財産ともいえる電磁的記録を事業者が入手して商業的目的に利用するものと思われるが、現行規定では、特定の事業者に対して大量の電磁的記録を交付し利益供与するような結果を甘受せざるをえない。したがって、このような現状を改め、電磁的記録をめぐる公開請求の濫用的な行使を未然に防止するため、電磁的記録に記載されている情報については、印刷物として出力したものによる閲覧又は交付により行うこととする。

### 4 手数料の徴収（第 16 条関係）

公文書公開請求に関する手数料を徴収する。

（説明）

手数料は、特定の者に対し役務を提供する場合、その費用を徴収するものである（地方自治法第 227 条）。このような負担を受益者に求めない場合、その費用は一般財源によって賄われることとなり、他の一般納税者との間の負担の公平に反することとなる。

本市は、公開制度の趣旨・目的などを考慮し、制度発足当初から公開の実施に関する費用は実費負担のみとし、公開請求による文書特定から諾否決定等までの手数料を徴しないこととしてきた。公文書公開の趣旨をふまえると、制度発足時にはこれが望ましいものであった。しかし、現在、これは制度本来の趣旨に基づいた利用がなされている場合に妥当するものであると認識せざるをえない状況にある。

近年、請求を行うものの写しの交付を受け取りに来ないという以前からあった問題を含め、公文書公開制度を商業的目的に利用するもの、特定の者が反復的に公文書公開請求を行うもの、公文書が存在しないにもかかわらず決定通知書の交付を目的に請求するもの、また、情報公開制度の本来の趣旨とは乖離した利用などが大部分を占めている。このような現状においては、公文書公開制度が実施機関の事務事業の遂行に影響を及ぼすような事態も発生しており、請求者に対して相応の負担を検討せざるをえない状況にある。

よって、受益者負担の観点から公文書公開請求により発生する費用の一部について適正な負担を求めるため、公開時の実費負担とは別に公開請求に関する手数料を徴収するものである。

なお、住民以外による公文書公開申出に対する「任意的な公文書の公開」についても、公開の求めを受けてから対象文書を検索し写しを交付するための費用は同じであるので手数料を徴収することとする。

## 5 任意的な公文書の公開

公文書公開請求ができる者以外の者から公文書公開の申出があった場合においても、できる限りその申出に応ずることとする。

(説明)

公文書公開請求ができる者以外の者から公文書公開の申出があった場合においては処分行為とはしないが、条例の基本原則、利用者の責務、非公開情報に関する規定、費用負担に関する規定を準用し、できる限り申出に応ずることとする規定を設ける。